

## 兵庫県公立大学法人 第三期中期目標の策定について

### 中期目標について

※第三期中期目標期間：令和7年度～12年度（6年間）

- ◆ 中期目標とは、兵庫県公立大学法人が6年間の期間において達成すべき業務運営に関する目標で知事が議会の議決を経て定め、大学に指示するもの(地方独立行政法人法第25条)
- ◆ 兵庫県公立大学法人第二期中期目標は令和6年度末に終期を迎えるため、令和7年度からの新たな中期目標を策定する

### 今後のスケジュール(予定)

